

九州大学工学部技術部製作加工受託規程

平成29年度九大規程第82号
制定：平成30年 3月30日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規程第114号)

(趣旨)

第1条 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第17条の2第2項に基づき九州大学工学部に置く工学部技術部(以下「技術部」という。)が受託する研究用実験装置及び実験器具の製作、改良等の製作加工(以下「製作加工」という。)について、必要な手続及び費用の額等は、この規程の定めるところによる。

(受託)

第2条 製作加工は、研究上有意義であり、かつ、本来の教育に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

(手続)

第3条 製作加工を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の依頼書を工学部長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 工学部長は、製作加工の受託を決定したときは、依頼者に所定の受託書を交付する。
- 3 工学部長は、製作加工の受託業務を完了したときは、依頼者に所定の業務報告書を交付する。

(徴収方法)

第4条 依頼者は、前条第3項に規定する所定の業務報告書の交付を受けたときは、製作加工の受託に係る費用(以下「製作加工受託料」という。)を所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座へ振込により支払わなければならない。

(製作加工受託料)

第5条 製作加工受託料の額は、別表のとおりとする。

第6条 製作加工に伴う材料、消耗品等の費用は、依頼者の負担とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、製作加工受託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第53号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規程第114号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分		製作加工受託料 (1時間あたり)
依頼者	使用機器等	
人間環境学研究院（工学部建築学科の教育研究に携わる者に限る。）、工学研究院、システム情報科学研究院、超伝導システム科学研究センター、超顕微解析研究センターに所属する教職員	旋盤	1,800円
	マシニングセンタ	2,300円
	鋸盤	1,200円
	フライス盤	1,900円
	ワイヤ放電加工機	1,600円
	ボール盤	1,100円
	溶接機	1,100円
	上記機器を使用しない製作加工	630円
上記以外の本学の教職員	旋盤	3,900円
	マシニングセンタ	4,400円
	鋸盤	3,200円
	フライス盤	4,000円
	ワイヤ放電加工機	3,700円
	ボール盤	3,200円

	溶接機	3, 100円
	上記機器を使用しない製作加工	2, 800円
学外の者	旋盤	4, 700円
	マシニングセンタ	5, 100円
	鋸盤	4, 000円
	フライス盤	4, 800円
	ワイヤ放電加工機	4, 400円
	ボール盤	3, 900円
	溶接機	3, 900円
	上記機器を使用しない製作加工	3, 500円